

令和6年6月7日

**令和6年度障害児通所支援事業者等に係る集団指導資料
(子ども家庭支援課報告分)**

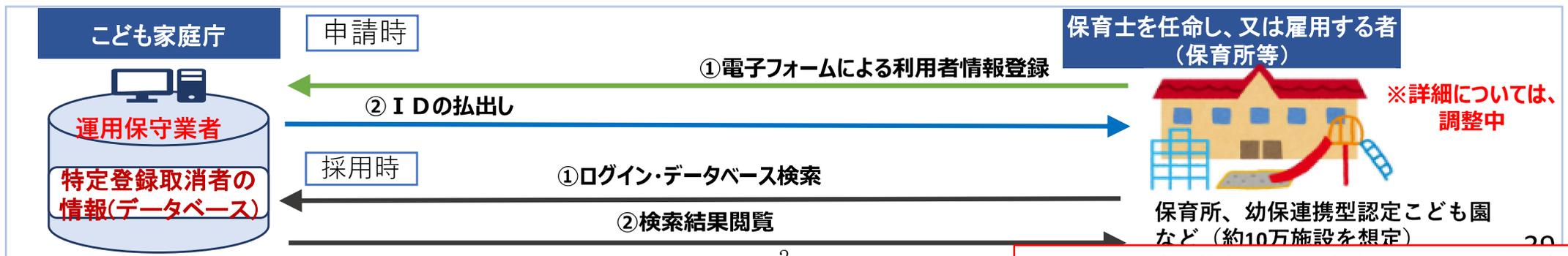
- 1 障害児通所支援に係る伝達事項等について
 - (1) 利用者の権利擁護、虐待防止及び身体拘束の適正化について
資料1 性暴力等の防止等について (国資料)
 - (2) 安全管理の徹底について

- 2 令和6年度報酬改定を踏まえた適正な運営の提供について
 - (1) 給付費請求における留意事項等について
資料2 R6.6.6 付け事務連絡
 - (2) ガイドライン (児童発達支援・放課後等デイサービス) について
資料3 ガイドライン改正 (案)
(R6.3.28 こども家庭審議会 障害児支援部会 (第5回) 資料)

- 3 児童発達支援センターを中心とした子どもの発達支援に係る体制強化事業の開始について
資料4 事業概要 (主に地域の事業所等に対するスーパーバイズ等部分)

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（⇒令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものに対しデータベース利用IDを付与
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ この他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に從事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
 - ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
 - イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
 - ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

令和6年6月6日

請求事務担当者各位

京都市子ども家庭支援課
(発達支援担当)

給付費請求における留意事項等について

本年4月の報酬改定に伴い、加算の新設や要件の見直しがありました。

現在、報酬改定後の4月サービス提供分に係る給付費請求の審査を終えたところですが、これまでの審査の中で、請求誤りが多かった事例やお問合せが多い事項について、下記のとおり留意事項をお示ししますので、今後の給付費請求の参考としてください。

また、一部の報酬や加算に関する取扱を見直しておりますのであわせて御確認くださいますようお願いいたします。

記

1 請求誤りが多かったもの（報酬改定関連）

① 旧個別サポート加算Ⅰを算定【児童発達支援】

児童発達支援の個別サポート加算Ⅰは、今回の報酬改定で要件の見直しが行われていますので、3月以前に決定された旧個別サポート加算Ⅰ（プリンタで印字）は無効です。

4月以降の該当児童は、受給者証にゴム印で「個別サポート加算Ⅰ」と表示されています。ゴム印が押されている児童のみ算定対象ですので御注意ください。

② 延長支援加算の区分を誤って請求している【児童発達支援、放課後等デイサービス】

重症心身障害児、医療的ケア児については、必ず重心児、医ケア児※を対象とする延長支援加算を算定いただく必要があります。

医療的ケア児を延長支援する際は、看護師等の配置が必要ですが、体制が整っていないことを理由に、非医ケア児を対象とする延長支援加算を算定することはできません。

低い単価での算定であれば認められる報酬、加算もありますが、本加算については、必要な体制を確保することが前提条件となっていますので御注意ください。

③ 個別サポート加算 I（重度）の児童について、個別サポート加算 I（一定要件）を算定【放課後等デイサービス】

個別サポート加算 I 対象児童について、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、支援した場合に、個別サポート加算 I（一定要件）の算定が可能です。

ただし、個別サポート加算 I（重度）の支給決定を受けている児童については、合計単位数が同じであっても算定できませんので御注意ください。

※4月分については請求が認められるよう対応しておりますが、**5月以降は却下されます。**

支給決定	算定できる加算
個別サポート加算 I	個別サポート加算 I /90 単位
(基礎研修修了者配置の場合)	個別サポート加算 I（一定要件） /90+30 単位
個別サポート加算 I（重度）	個別サポート加算 I（重度） /120 単位

2 請求誤りが多かったもの（その他）

① 利用者負担上限が国基準 4,600 円、市基準 0 円となっている児童の上限管理

保護者の所得区分により、国基準 4,600 円、市基準 0 円となる場合があります。

この場合、国基準の利用者負担額を入力する欄には「4,600 円」と入力してください。

また、本来の利用者負担 4,600 円を京都市が保護者に代わって支払うこととなりますので、複数事業所の利用やきょうだいで利用がある場合は、**上限管理が必要です。**

※受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄は、支給決定時点の複数利用予定やきょうだい児の利用予定等を参照して入力されています。この欄が「非該当」となっても、状況の変化により上限管理が必要になっている場合があります。**必ず最新の状況を確認して上限管理の要否を御確認ください。**

3 取扱いの見直し、訂正等

① 医療的ケア児に係る支給決定等

報酬算定において、医療的ケア児区分の支給決定を要件とする加算が増えていることから、判定スコア表の作成に伴う保護者の費用負担の影響も考慮しつつ、医療的ケア児の支給決定に係る取扱いを一部見直すこととしました。

→詳細は別添事務連絡のとおり

② 個別支援計画（別表）の提出について

延長支援加算に係る体制届出の添付資料として御提示いただいておりますが、計画の更新や利用児童の増加等があった場合に、**改めて御提出いただく必要はありません。**

【お願い】

延長支援を行う児童については、個別支援計画（別表）に、延長支援を行う時間や延長支援が必要な理由を明記いただくこととしておりますが、ほぼすべての児童について同じ支援時間を設定し、同じ理由を記入されている事業所が散見されます。

別表を含む個別支援計画は、個々の児童ごとにその状態や家庭の状況などを勘案して作成するものです。多数の児童が同じ内容になることはあり得ません。

今回、時間がない中で急ぎ設定いただいたという事情に鑑み、内容まで踏み込んだ指摘はしておりませんが、そのような設定をされている場合は、速やかに是正いただきますようお願いいたします。

③ 関係機関連携加算

学校等と会議等を通じた情報共有を行うことを評価する関係機関連携加算Ⅱについて、説明資料では、「会議の開催」を要件としておりましたが、後日情報共有しておりますことも家庭庁のQ&Aで示されているとおり、「会議への参加」でも算定可能です。

以 上

(別添)

令和6年6月6日

障害児通所支援事業所各位

京都市子ども家庭支援課
(発達支援担当)

医療的ケア児に係る支給決定の取扱いについて（事務連絡）

医療的ケア児区分の支給決定について、今般の報酬改定やこれまでに把握している課題に対応するべく下記のとおり取扱いを見直すこととしましたのでお知らせします。

記

1 現状・課題

医療的ケア児区分の支給決定については、医師による判定スコア※の提出を要件としていますが、判定スコア作成に係る費用は保護者が負担する必要がある一方で、医療的ケア児区分の基本報酬を算定可能な事業所は限られていることから、当該事業所を利用しない児童は、必ずしも当該区分の支給申請をしていなかった事例があります。

一方、今般の報酬改定では、医療的ケア区分の支給決定を前提とした加算が増えていることから、医療的ケア児の受入れ先拡大のためにも、状態に応じた支給決定を受けていただく必要があります。

※判定スコアは、「基本スコア」と「見守りスコア」で構成されている。「**基本スコア**」は、医療行為の該当の有無についての評価であり、保護者や医師、看護職員等への聞き取り等により**事業所で判定することが可能**。一方、「**見守りスコア**」は、医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかわるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、**医師による判定が必要**。

2 見直し内容

医療的ケア児については、利用する事業所の受入れ体制にかかわらず原則として医療的ケア児区分の支給決定を行うこととします。

その際、保護者の費用負担にも配慮し、保護者、医師等からの聞き取りや診断書等の資料に基づき**事業所が作成した判定表※（別紙参照）**を提出いただくことにより、医療的ケア児であると確認できた場合は、**医療的ケア区分1の支給決定を行います**。

なお、医療的ケア児区分2・3の決定を受ける際には、引き続き医師による判定スコアの提出を必須とします。

※基本スコアに相当

3 留意事項

- 新たに医療的ケア児を対象とする基本報酬や送迎加算、入浴加算を算定される事業所は、対象児の支給決定だけでなく、看護師を配置するなど必要な体制を整備した上で、それぞれの報酬、加算に応じた届出をしていただく必要があります。
- 現在、医療連携加算や看護職員加配加算を算定されている事業所で、スコア表を事業所で保管しているものの発達相談所に提出していない（＝医療的ケア児の支給決定を受けていない）児童を把握されている場合は、保護者を通じて医療的ケア児区分の支給申請をお願いします。
- 「医療的ケアスコア16点以上」を要件とする加算は、医療的ケア区分2又は3の支給決定が必要です。
- 判定表の提出により医療的ケア児区分1の支給決定を受けた後、医師によるスコア表が提出された場合は、改めて当該スコア表に基づき支給決定を行います。

以 上

児童通所事業所利用における医療的ケア要否判定表

- ・医療的ケアを必要とする児童が通所事業所を利用するにあたり、必要な職員の配置等を判断するための表です。
- ・通所事業所が作成し、給付費の支給申請の際に写しを提出してください。
- ・申請者がサービスを利用する時間帯においてそれぞれ必要とする医療的ケア(診療の補助行為)について、該当する行為に☑を付けてください。
- ・保護者、医師、事業所の看護師への聴き取りや診断書等に基づいて該当するかどうか判定してください。
- ・中高度の見守りが必要な児童については、この様式ではなく、医師が作成する「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」の提出が必要です。

医療的ケア(診療の補助行為)		該当 ※該当する行為に☑
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		☐
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)		☐
3 鼻咽頭エアウェイの管理		☐
4 酸素療法		☐
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)		☐
6 ネブライザーの管理		☐
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	☐
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	☐
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		☐
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)	☐
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	☐
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		☐
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		☐
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	☐
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	☐
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	☐
	(2) 摘便、洗腸	☐
	(3) 洗腸	☐
14 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		☐

記入者	(事業所: _____)
-----	---------------

児童氏名	_____
------	-------

かかりつけ医療機関	(連絡先電話番号: _____)
-----------	-------------------

児童発達支援ガイドライン等の概要

こども家庭庁支援局障害児支援課

「児童発達支援ガイドライン（改訂）」の概要①

ガイドライン改訂の背景

※改訂箇所は赤字部分

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めるととされたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組み**として示しているガイドラインの改訂を行う。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のある未就学のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における支援の内容や方法等について定める。

児童発達支援の全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めるととされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 児童発達支援は、「**発達支援（本人支援・移行支援）**」「**家族支援**」「**地域支援**」に大別され、特に**児童発達支援センター**は、令和4年改正児童福祉法において**地域の障害児支援の中核的役割を担う機関**として位置づけられたことから、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められる。

児童発達支援の具体的内容

- 児童発達支援の4つの支援の具体的内容は以下のとおりである。
 - 【**本人支援**】障害のあるこどもの発達の側面から、「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」の**5領域**において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。特に、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、**全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要**である。
 - 【**移行支援**】障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするとともに、**地域との交流の機会を確保**し、同年代のこどもとの仲間づくりを図っていくこと。
 - 【**家族支援**】家族が安心して子育てを行うことができるよう、**各地域や家庭の状況を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、保護者の自己決定を尊重しながら、きょうだいを含めた家族の負担を軽減**していくための物理的・心理的支援を行うこと。
 - 【**地域支援**】支援を利用するこどもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携するとともに、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。特に児童発達支援センターは、**ネットワークの核**となり、こどもや家族を中心に据えた包括的支援を提供することができる**地域づくり**を行う役割を担う。

「児童発達支援ガイドライン（改訂）」の概要②

※改訂箇所は赤字部分

児童発達支援計画の作成

- 障害のある子どもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のある子どもと保護者に対し説明し同意を得た上で、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 児童発達支援計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 市町村、保健所、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、小学校や特別支援学校、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のある子ども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のある子どもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示すとともに、公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（児童発達支援プログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通**を図っておくことが重要である。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要①

ガイドライン改訂の背景

※改訂箇所は赤字部分

- 放課後等デイサービス事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万9,000箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法の改正、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**管理者・児童発達支援管理責任者・従業者向けの3部構成かつ運営面・体制面を中心**に示していたガイドラインについて、**支援の具体的な内容や支援を提供する上での視点等についてより充実化を図る改訂を行う。**

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のある学齢期のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や方法等について定める。

放課後等デイサービスの全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 放課後等デイサービスは、単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、**様々な遊びや体験活動の機会を通じて生きる力を育むことが目的**であり、支援は「**発達支援（本人支援・移行支援）**」「**家族支援**」「**地域支援**」に大別される。
- 放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害特性だけでなく、**児童期・思春期の発達の特徴等**を理解しておく必要がある。

放課後等デイサービスの具体的な内容

- 放課後等デイサービスの4つの支援の具体的な内容は以下のとおりである。
 - 【**本人支援**】障害のあるこどもの発達の側面から、「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」の**5領域**において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、**全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要**である。
 - 【**移行支援**】障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、同年代のこどもとの仲間づくりを図るとともに、学校等との連携を図りながら**就学・進学時における支援の連続性の確保**や**学校卒業後の生活に向けた成人期への移行を意識した取組**を行うこと。
 - 【**家族支援**】年齢とともに変化する発達課題や思春期の課題等を乗り越えるため、きょうだいを含めた家族の困り感に寄り添いながら丁寧に関わること。
 - 【**地域支援**】個別支援計画と教育支援計画を連携させるなど**学校と連携**することや、**地域の中のこどもの居場所づくり**という観点を持ちながら、地域の社会資源を積極的に活用し、遊びや体験、交流の場を広げること。
- 支援（特に本人支援）の方法としては、「**自立支援と日常生活の充実のための活動**」「**体験的な活動や遊び**」「**地域交流の機会の提供**」「**こどもが主体的に参画できる機会の提供**」の4つの基本活動を複数組み合わせることを基本とする。

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要②

※改訂箇所は赤字部分

放課後等デイサービス計画の作成

- 障害のあるこどもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のあるこどもと保護者に対し説明し同意を得た上で、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 放課後等デイサービス計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した放課後等デイサービス計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 学校、**児童発達支援センター**、就学前に利用していた保育所・児童発達支援事業所、放課後等児童クラブ、**医療機関**、他の放課後等デイサービス事業所、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のあるこども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のあるこどもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示すとともに、公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（放課後等デイサービスプログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う**必要がある。

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通**を図っておくことが重要である。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う**必要がある。

「保育所等訪問支援ガイドライン」の概要①

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、児童発達支援事業所等の飛躍的な増加により、身近な地域で障害児支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、インクルージョンが重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- インクルージョンを推進していく上では、こどもや保護者、保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行い、保育所等の障害児への支援力の向上を図る保育所等訪問支援の役割が重要である。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図る必要があるが、現在、**保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組み**がないため、ガイドラインを策定する。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における支援の内容や方法等について定める。

保育所等訪問支援の全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 保育所等訪問支援は、こどもが日々通う**保育所等を訪問**し、個々の障害の状態や発達の過程・特性等に応じて、**他のこどもとの生活場面への適応のために、専門性に基づく支援**（こども本人への支援・保育士等への支援）を提供するものである。

保育所等訪問支援の具体的内容

- 保育所等訪問支援の具体的内容は以下のとおりである。
 - 【こども本人への支援】 保育所等での生活の流れの中で、こども本人に対し、直接、**集団生活への適応や日常生活動作などの支援**を行うこと。
 - 【保育士等への支援】 こども本人と実際に関わり得られた**対応・支援方法**について伝えるなど、**保育士等へ助言・援助等**を行うこと。保育士等に対し**こどもへの理解を促す**とともに、保育士等が**こどもにとって最善の環境設定やかかわり方**について自律的に考えていけるよう**協働支援・後方支援**を行うこと。

「保育所等訪問支援ガイドライン」の概要②

保育所等訪問支援計画の作成

- 障害のある子どもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のある子どもと保護者に対し説明し同意を得た上で、児童発達支援計画を作成する。
- 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 保育所等訪問支援計画には、「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した保育所等訪問支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 現在訪問支援を行っていない保育所等を含めた地域の保育所等、小学校や特別支援学校、市町村、保健所、医療機関、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所、こども家庭センター等と連携を図り、障害のある子ども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のある子どもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者評価・訪問先評価を受けて、その改善を図る**必要がある。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先評価・改善の内容を**保護者・訪問先に示す**とともに、**公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練**を行う必要がある。

障害児通所支援のガイドライン改訂・策定に関するアドバイザー会議の概要

目的

- 障害児通所支援については、令和3年度の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び令和4年度の「障害児通所支援に関する検討会」において、障害児通所支援の在り方や具体的施策の方向性等の検討を行い、それぞれ報告書の取りまとめを行ったところ。
- 各報告書で取りまとめられた内容を踏まえ、児童発達支援ガイドライン等の改訂・策定に向けて、有識者によるアドバイザー会議等を開催し、改訂・策定に向けた助言等を得ることを目的とする。（令和5年11月から令和6年3月まで計4回実施）

アドバイザー

- 小野 善郎 おのクリニック院長
- 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学科特任教授
- 佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科教授
- 田村 和宏 立命館大学産業社会学部教授
- 松井 剛太 香川大学教育学部准教授

検討事項

- 児童発達支援ガイドライン【改訂】
- 放課後等デイサービスガイドライン【改訂】
- 保育所等訪問支援ガイドライン【策定】

検討経過

- 令和5年9月～10月 アドバイザー会議に先立ち、障害児支援関係団体より、改訂等に向けた意見聴取（書面）。
- 令和5年11月～令和6年3月 アドバイザー会議を計4回開催（オンライン開催）
- 令和6年3月28日 障害児支援部会においてガイドラインの素案を提案

児童発達支援センターを中心とした子どもの発達支援に係る 体制強化事業の開始について（周知）

1 事業の概要

別紙（令和6年4月25日報道発表資料）を参照

2 「地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション」について

（1）事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）への訪問支援事業

① 本事業の目的

- ・ 各事業所における支援の質の向上
- ・ 情報収集とフィードバックを通じた地域全体の質の底上げ
- ・ 地域におけるネットワーク構築

② 対象施設

ア 新規指定を受けた事業所【必須】

→ 事業所公募の申込み（重心型を除く。）の際、訪問支援の同意書について提出を求める

事業所指定を受け、支援が開始された後に、センターによる訪問支援を実施

イ 指定更新を迎える事業所【必須】

→ 指定期限の概ね6箇月前～前月までに、センターから連絡を行い、訪問支援を実施

後日、指定更新の申請書類とともに、訪問支援に係るアンケートについて提出

ウ 人員体制の大幅な変更（例：児発管の変更）等があった事業所【推奨】

→ 本市で体制の変更等を確認した場合、内容に応じて事業所に訪問支援を案内し、後日、センターによる訪問支援を実施

エ 訪問支援を希望する事業所【任意】

→ 訪問支援を希望するセンターへの直接依頼、又は本市の申込フォーム（後日、案内を予定）を通じて依頼があった場合、センターから連絡を行い、訪問支援を実施

③ 各センターの担当地域

- ・ 市内9箇所のセンターについて担当地域を設定し、概ね2名の訪問員（京都市発達支援アドバイザー）が訪問支援を実施

<参考：各地域における主な担当センター>

事業所の所在地 (圏域／行政区・支所)		担当する主なセンター※
北部	北・左京	ひなどり学園、ひばり学園、ポッポ
中部	上京・中京・下京・南	こぐま園 (ポッポ、きらきら園ほか)
西部	右京・西京・洛西	洛西愛育園 (うさぎ園ほか)
東部	東山・山科・醍醐	むくの木園 (うさぎ園、空の鳥幼児園)
南部	伏見・深草	空の鳥幼児園、きらきら園

※ 行政区によって、他圏域のセンター（カッコ内）が訪問支援を行うことがあります。

④ 開始時期

7～8月からの開始を予定

※ 事業開始の際は、改めて各事業所に対してアナウンスを行います。

(2) 事業所職員向け研修

※ 今後、詳細内容が決まり次第、追ってご案内します。

① 対象事業所

児童発達支援【追加】、放課後等デイサービス

② 対象となる職員

事業所において支援業務の中心的役割を担う職員（児発管、児童指導員等。管理業務のみを行う方を除く。）

③ 実施時期

令和6年秋以降、数回程度を予定

3 その他

放課後等デイサービス支援事業（巡回訪問、研修）について、令和5年度をもって終了し、本事業に移行



令和6年4月25日
京都市子ども若者はぐくみ局
〔担当:子ども家庭支援課〕
TEL: 075-746-7625

児童発達支援センターを中心とした 子どもの発達支援に係る体制強化事業の開始

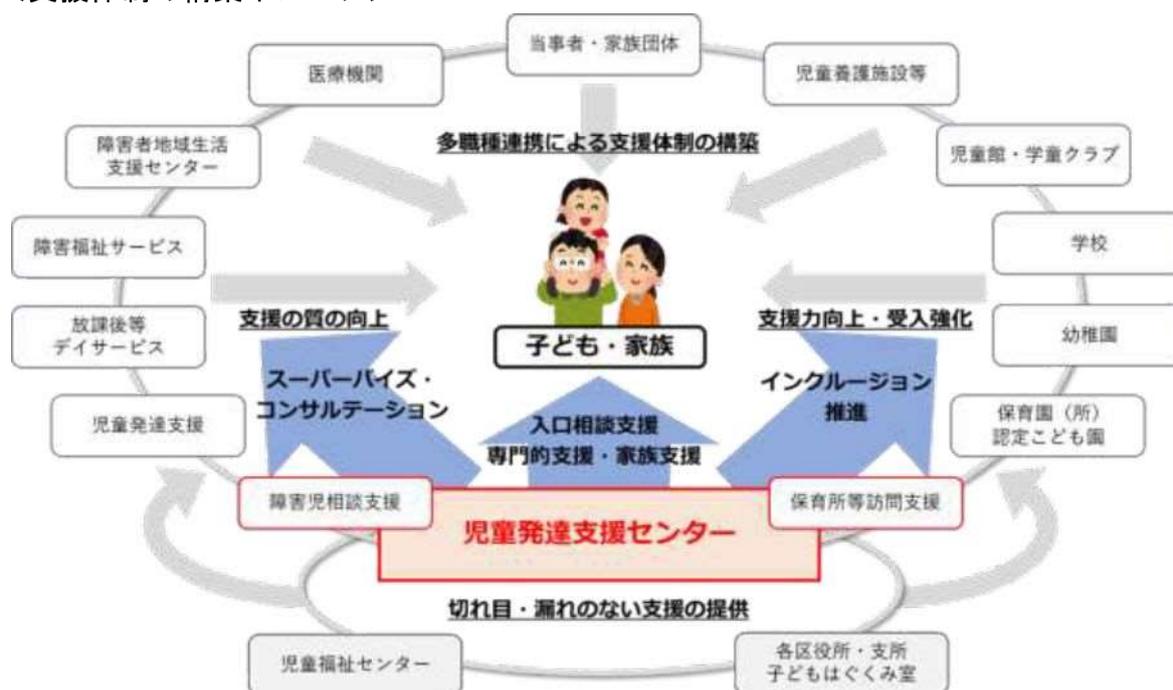
令和6年4月施行の改正児童福祉法において、主に発達に課題・特性のある未就学児への通所支援を行う「児童発達支援センター（以下「センター」という。）」が、地域の中核機関として、高度な専門性に基づく発達支援のほか、地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（助言・指導等）や、インクルージョン（地域社会への参加・包容）の推進等の役割を担うことが位置付けられました。

この度、京都市では、市内のセンターが中心となり、地域の事業所等と連携しながら子どもの発達支援に係る体制の強化を図るための事業を開始しました。

1 事業の概要

市内9か所のセンターにおいて、地域における中核的役割を担うための機能の整備を進め、子どもの育ちの保障、家族の不安解消、地域における支援の質の向上等に取り組みます。

<支援体制の構築イメージ>



2 主な取組内容について

支援の対象	主な取組内容
①地域の事業所 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・センターに配置する「京都市発達支援アドバイザー」が、事業所への定期的な訪問支援等を実施し、専門的知識・経験に基づく助言・指導等（スーパーバイズ等）を行うとともに、地域における連携体制の強化を図ります。 ・また、市内全域の事業所職員を対象に、支援の質の底上げに向けた集合型研修を実施します。
②子育て施設等 ・保育施設 ・幼稚園 ・学童クラブ ・学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設からの依頼を受け、センターの職員が訪問や来所相談等により、子どもの特性等に合わせた支援方法の提案、障害のある子どもの対応に係る助言、療育施設に関する情報提供や研修などを行います。 ・また、地域の事業所とも連携しながら、保育所等訪問支援の取組充実を図るなど、地域のインクルージョン推進に取り組みます。
③子どもの発達に不安や悩みを抱える家族の方等	<ul style="list-style-type: none"> ・療育に繋がっていないお子さまやご家族の方からの相談を受け、センターの職員が電話や来所相談等により丁寧に対応するとともに、必要に応じて訪問支援を行うなど、ご家族の方の不安軽減を図ります。 ・また、行政や関係機関とも連携しながら適切な支援へと繋げるなど、切れ目ない相談支援に取り組みます。

3 児童発達支援センターの連絡先

名称	住所	TEL
ひなどり学園	北区鷹峯北鷹峯町 1	075-492-8222
ひばり学園 ※	北区北野東紅梅町 6-1	075-462-7621
ポッポ	左京区下鴨北野々神町 26 北山ふれあいセンター内	075-702-3699
京都市児童発達支援センターうさぎ園	中京区壬生東高田町 1-20	075-950-1567
京都市児童発達支援センターこぐま園	中京区壬生東高田町 1-20	075-950-0584
むくの木園	東山区新橋通大和東路東入 3丁目林下町 400-3	075-551-2116
洛西愛育園 ※	西京区榎原百々ヶ池 23	075-391-7793
空の鳥幼児園 ※	伏見区向島二ノ丸町 151-34	075-585-3833
京都市児童療育センター「きらきら園」	伏見区深草西浦町 6 丁目 65	075-646-3818

- ・ ※印のあるセンターでは、障害のある成人の方（個人・施設）からの相談対応や助言・指導等も行います（在宅心身障害児（者）療育支援事業からの移行）。
- ・ 相談内容によっては、センターでの対応が困難な場合があります。その際は、センターから適切な支援機関に繋ぐ等の対応を行います。

4 本事業に係る問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（発達支援担当）

電話：075-746-7625

FAX：075-251-1133